



令和8年3月26日

上場会社名 多木化学株式会社
代表者 代表取締役社長 多木 勝彦
(コード番号 4025 東証プライム)
問合せ先責任者 総務人事部長 岡本 修
(TEL 079-437-6002)

事前交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事前交付型譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和8年4月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,072株
(3) 処分価額	1株につき4,820円
(4) 処分価額の総額	43,727,040円
(5) 割当予定先	取締役(※) 5名 4,356株 取締役でない執行役員等 9名 4,716株 ※監査等委員である取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を中長期にわたって実現することを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

また、令和3年3月30日開催の第102回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額21百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により当社が発行または処分する普通株式の総数は年5,200株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分する株式数を合理的に調整できるものとします。）、各対象取締役への具体的な配分及び支給時期については、役位等に応じたポイント制とし、取締役会において決定すること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けます。

また、1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、本制度については、当社の取締役でない執行役員等（以下「対象執行役員等」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入しております。

そのうえで、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、対象取締役5名及び対象執行役員等9名（以下当社取締役及び執行役員等を総称して「対象役員」といいます。）に対し、金銭報酬債権（対象執行役員等については金銭債権）合計43,727,040円を付与すると共に、当社普通株式合計9,072株（以下「本割当株式」といいます。）の処分を決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

令和8年4月24日（払込期日）から当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位も喪失する日まで

対象役員は、上記期間中は、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、令和8年4月24日から令和8年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役又は執行役員等の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限期間の満了時において、令和8年4月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める

数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、令和8年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象役員に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値である4,820円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上